

大岩3区ホームページ運用規定

第1条(目的)

この規程は、区がインターネットを活用して発信する大岩3区公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2条(発信内容)

富士宮市内各区は当然のことながら市の恩恵を受けている関係にあり、外部の方が閲覧した場合に、本区の情報はもとより、富士宮市に移住を考えるきっかけになるような内容をも、本区に関係ある程度において発信するものとする。

第3条(定義)

この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ、インターネット上の公開用サーバに接続して表示されるすべてのページをいう。
- (2) コンテンツ、ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。

第4条(運用管理者)

区ホームページの適正かつ円滑な運用管理を図るため、区ホームページ運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置く。

- (1) 運用管理者は、文化部長から委任された者とする。
- (2) 運用管理者の所掌事項は、次に定めるものとする。
 1. 区ホームページ全体の運用及び管理に関すること
 2. コンテンツの作成に関する調整、指導及び助言に関すること
 3. コンテンツの公開のための承認に関すること。
 4. 電子メールによる情報交流における総合的な調整に関すること
 5. リンクの管理に関すること
 6. その他区ホームページの運用に関すること

第5条(発信管理者)

区ホームページの充実を図り、掲載するコンテンツを適正に管理するため、区ホームページ発信管理者(以下「発信管理者」という。)を置く。

- (1) 発信管理者は、情報を発信する区長、町内会長、部長等とする。
- (2) 発信管理者の所掌事項は、次に定めるものとする。
 1. 所管する事業に関するコンテンツの作成、修正及び削除に関すること
 2. 所管する事業に関する電子メールによる質問及び要望等への回答に関すること

第6条(発信管理者の責務)

発信管理者は、区民サービス向上のために、所管する事務事業に係る情報の提供及び蓄積並びに双方向の情報交流に積極的に努める。

- (1) 発信管理者は、次に掲げるものを区ホームページ上で発信するよう努める。
 1. 区の事業の内容及びサービスに関する情報
 2. 区民の閲覧に供するために作成された各種計画書、パンフレット及び広報紙等の情報
 3. その他区長が公益上必要と認める情報

(2) 発信管理者は、区ホームページを適正に運用するため、法律及び条例等のほか、次の事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

1. 区の信用を失墜するおそれのある虚偽の情報、公序良俗に反する情報及び特定の個人又は法人の名誉をき損する内容の情報を提供してはならない
2. 特定の政治及び政党、思想並びに宗教に対する支持及び不支持を表明する内容の情報を提供してはならない
3. 知的所有権(著作権等)に配慮し、既存の情報を利用する場合には、著作権者等の許可なく掲載してはならない
4. 個人情報の取扱いについては、静岡県個人情報保護条例の定めるところにより適正に管理しなければならない。ただし、当該本人がその掲載を了承した場合には、この限りではない。

第7条(掲載条件の制限等)

次の各号いずれかに該当する情報は、ホームページに掲載することができない。

1. 法令及び条例等に違反するもの
2. 公序良俗に反するもの
3. 区の名誉をき損し、又は信用を損なうもの
4. 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
5. 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のもの
6. 営利を目的とするもの。ただし、区長が特に掲載することを認めるものを除く。

第8条(個人情報の制限)

個人情報に関わる内容の掲載については、静岡県個人情報保護条例の趣旨に基づき次に定めるところにより行わなければならない。ただし、当該個人が本人の個人情報に関わる内容の掲載について了承した場合は、この限りでない。

- (1) 個人名等の掲載は、必要最小限に止めること。
- (2) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として掲載しないこと。

第9条(その他)

この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する